

会場でいただいた質問票について

(1) いただいた質問票とその回答

<p>①NUMO事業関連</p>
<p>Q1 :</p> <p>説明資料P14 (最終処分場の施設とは)</p> <ul style="list-style-type: none">・ガラス固化体4万本 → 何年くらいの使用分が処分できるのか。※現在2万7,000本既にある(?)・何カ所くらいの整備が必要になるか。
<p>A1 :【現時点では、ガラス固化体を40,000本以上埋設できる施設を1カ所作ることで対応する方針です】</p> <ul style="list-style-type: none">・現行計画では、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は、ガラス固化体を40,000本以上処分出来る施設を、全国で1カ所建設することを想定しています。・現在、ガラス固化体約2,500本と使用済燃料約20,000トンが既に存在しています。この使用済燃料をすべて再処理すると、今あるガラス固化体と合わせ、約27,000本相当のガラス固化体が存在していることとなります。将来の原子力発電所の稼働見込については今後の議論になりますが、100万kW級の原子力発電所を1年間稼働した場合、約20～30本のガラス固化が発生することとなります。現在、14基の原子力発電所が稼働しているため、年間約300本のガラス固化が発生していることとなります。したがって、40,000本に達するまでは、将来の原子力発電所の稼働数にもよりますが、数十年はかかると考えています。
<p>Q2 :</p> <ul style="list-style-type: none">・今回 北海道には「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」というのがあるのを知りました。住民としては心強い条例です。・この条例のある北海道で”核のゴミ文献調査報告書説明会”と言われても、そもそも調査することがおかしいと思うのですが、調査に至る経緯をもう一度、道民に説明してください。
<p>A2 :【原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていただきたいと考えています】</p> <ul style="list-style-type: none">・北海道では「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」(2000年10月制定)が定められていることは承知しています。・寿都町では、町長からの申し出を踏まえ、調査を開始しました。神恵内村については地元商工会からの請願・議会での承認の動きを踏まえ、国が申入れを実施し、村長が同意されたことにより、調査を開始しました。・また、既に廃棄物が発生している以上、最終処分場は全国のどこかに必ず作らなければなりません。原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていただきたいと考えています。・最終処分事業を前に進めるべく、全国のできるだけ多くの地域で、最終処分事業に関心を持っていただき、文献調査を受け入れていただけるよう、引き続き全国で対話活動に取り組んで参ります。
<p>Q3 :</p> <ul style="list-style-type: none">・北海道は処分場受け入れ反対の考え?・文献調査→概要調査に進めるのか?・どの様にアプローチを考えているのか?
<p>A3 :【原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていただきたいと考えています】</p> <ul style="list-style-type: none">・既に廃棄物が発生している以上、最終処分場は全国のどこかに必ず作らなければなりません。大都市圏も含め、原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていただきたいと考えています。・最終処分事業を前に進めるべく、全国のできるだけ多くの地域で、最終処分事業に関心を持

<p>っていただき、文献調査を受け入れていただけるよう、引き続き全国で対話活動に取り組んで参ります。</p>
<p>Q 4 : 文献→概要に進む際に、知事×で市町村長○だった場合の進め方は？</p>
<p>A 4 : 【その意に反して先へ進むことはありません】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、仮にいずれかが反対ということであれば、その意に反して先へ進むことはありません。
<p>Q 5 : ・概要調査、精密調査を経て、要件を満たす場所が選定された後、どんなプロセスをもって（誰が判断して）具体的計画が立てられるのか？ ・処分場建設に対する道民の意見をどの時点で聞いて貰えるのか？</p>
<p>A 5 : 【処分場建設に向けた具体的な計画については、最終処分場建設に進ませていただいた後、NUMOが作成、公表します】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精密調査の結果、最終処分施設の設置に適していると思込まれる場合は、最終処分施設建設地を定めるため、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」との規定に基づき、国が意見聴取を実施し、仮にいずれかが反対ということであれば、その意に反して先へ進むことはありません。 ・処分施設建設に向けた具体的な計画については、最終処分施設建設に進ませていただいた後、NUMOが作成、公表します。
<p>Q 6 : 両自治体とも人口減少が想定されるが、NUMOとして、処分事業と合わせ地域振興にも取り組めば、理解が得やすいのでは？</p>
<p>A 6 : 【NUMOが地域振興プランづくりを支援するとともに、地域の皆さまのニーズを踏まえきめ細かく対応してまいります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NUMOは、長期にわたる地層処分事業が、地域の持続的発展をお支えし地域と共生できるように、地域の皆さまの様々なニーズをお伺いし、きめ細かく対応してまいります。 ・地域の将来的な発展ビジョンを共に考え、事業を通して地域の活性化や福祉の充実等につなげたいと考えています。
<p>Q 7 : ・自治体の負担（金・労力）どのくらいありますか？</p>
<p>A 7 : 【最終処分事業について一切の費用はNUMOが負担します】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分事業について一切の費用はNUMOが負担します。 ・また、自治体のご負担に対し、国として立地地域の地元の皆さまに敬意と感謝をお示しし、地域の発展と住民の福祉の向上を図るため、調査段階より、国の交付金制度（電源立地地域対策交付金制度）を活用いただけることとしています。
<p>Q 8 : ・調査費用、地下処分場建設費用は、どの様に調達されるか？ ・道民の電気料金に転化されるのか？</p>
<p>A 8 : 【原子力発電所の運転実績に応じた金額を、電力会社などが毎年NUMOに拠出し積み立てられています】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分費用は、ガラス固化体とTRU廃棄物の処分費の合計で、約4.5兆円と算定されており、電力会社等からの拠出金により賄われており、その原資としては皆様の電気料金からいただいています。
<p>②NUMO事業関連のうち技術的なもの</p>
<p>Q 1 : ・汚染水が地表にあがり、食物連鎖を通して人間を被ばくする地下水にシナリオがなく、被ば</p>

く被害の想定がない。

- ・人間が見えない、人間の生活への影響が見えない。
- ・とじこめ機能ばかりで、現実離れしている。
- ・地下水シナリオはあるのではないかと？

A 1 :【地層処分は、仮に放射性物質が漏れ出しても地表の人間には影響を及ぼさないようにするという考え方に立っています】

- ・地層処分は、放射性物質を全く漏れ出さないようにするというものではなく、一定時間で放射能が半分になるという放射性物質の性質や、地下300m以深の岩盤・人工バリアが持つ物を閉じ込める機能により、仮に漏れ出したとしても、地表に到達するには非常に長い時間がかかるような環境を作ること、この間に放射能が減衰するため地表の人間は影響を受けない、という考え方に立脚しています。
- ・具体的には、ガラス固化体をオーバーパックといわれる金属製の容器に封入し、さらにその周囲に緩衝材となる粘土を設置して、地下300m以深の水を通しにくい岩盤中に埋設します。オーバーパックや水を容易に通さない緩衝材は、地下水とガラス固化体との接触を防止します。特に、ガラス固化体の放射能が高い期間である埋設後少なくとも1,000年間は、オーバーパックによりガラス固化体と地下水の接触を防止するように設計します。地下水とガラス固化体が接した場合でも、ガラス固化体は溶けにくく、緩衝材や岩盤は放射性物質を吸着するなど、放射性物質を地下深部にとどめる様々な機能をガラス固化体等有します。これらの性質により、ガラス固化体と地下水が接し、ガラス固化体から放射性物質が地下水へ溶け出した場合でも、数万年以上の長期にわたって放射性物質は地下深部の処分施設近傍に多くがとどまり、この一部が地表に到達するとしても非常に長い時間がかかります。この間に、放射能は減衰し、地表の人間が放射線による影響を受けるリスクは十分に小さくなります。

Q 2 :

処分後に想定外の事故等により放射能の漏れが発生した場合の対応策も考えているのか？

A 2 :【文献調査をはじめとする段階的な処分地選定プロセスにより、地質環境が大きく変化する可能性が低い地域を選びます。また、巨大な自然災害については、シミュレーションも実施しています】

- ・処分地の選定にあたっては、文献調査をはじめとする段階的な処分地選定プロセスにより、断層やマグマ、隆起・侵食による地層の著しい変動がないことなどを選定基準とし、地質環境が大きく変化する可能性が低い地域を選ぶことで、安全な地層処分が可能だと考えております。
- ・それでもなお処分場にマグマや断層活動が直撃するような稀頻度シナリオについても、NUMOの包括的技術報告書で評価を行っており、国際機関（ICRP）が示す考え方の目安の範囲内に収まることを確認しています。もちろん処分場が決まりましたら、その地層に応じた評価を実施いたします。

Q 3 :

事故を考慮しているのですか。自然災害が人為的ミスによって事故が起きている。最悪の事故、その対策について書かれていない。

A 3 :【文献調査をはじめとする段階的な処分地選定プロセスにより、地質環境が大きく変化する可能性が低い地域を選びます。また、巨大な自然災害については、シミュレーションも実施しています】

- ・処分地の選定にあたっては、文献調査をはじめとする段階的な処分地選定プロセスにより、断層やマグマ、隆起・侵食による地層の著しい変動がないことなどを選定基準とし、地質環境が大きく変化する可能性が低い地域を選ぶことで、安全な地層処分が可能だと考えております。
- ・それでもなお処分場にマグマや断層活動が直撃するような稀頻度シナリオについても、NUMOの包括的技術報告書で評価を行っており、国際機関（ICRP）が示す考え方の目安の範囲内に収まることを確認しています。もちろん処分場が決まりましたら、その地層に応じ

<p>た評価を実施いたします。</p>
<p>Q 4 : 建設地について、津波とかは考慮しないのか？</p>
<p>A 4 :【概要調査以降、津波の影響の把握と必要に応じた対策を検討します】</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波の影響について考慮していないわけではありません。処分場閉鎖後は、坑道が完全にふさがれますので、ガラス固化体に津波の影響が及ばないと考えられます。 ただし操業中は、地上施設やガラス固化体を埋めるトンネルが空いている期間があるので、場所によっては津波の影響により、トンネルや施設に大きな影響が及ぶ可能性があります。 したがって概要調査以降、場所や施設の具体化に伴って、海底活断層などの津波の原因を調査し、その場所への津波を想定するなどして、必要に応じて、地上施設を高台に設置する、防潮堤を構築するなどの適切な対策を検討することになります。
<p>Q 5 : 地下300mに6～8km²の場所を作る技術は確立されているのか？（幌延で試験は済んだのか？）</p>
<p>A 5 :【掘削は一般的な土木技術で十分可能です】</p> <ul style="list-style-type: none"> 処分場全体を掘削するのではなく、必要な範囲を掘削して廃棄物を定置し、処分坑道ごとに埋め戻すことを順次繰り返していくことを想定しております。掘削は一般的な土木技術で十分可能です。 幌延深地層研究センターでは、350mまで実際に掘っており、今は500mまでさらに深く掘る工事を行っています。これまで、大深度の水平地下空間を安全に掘削し維持する技術や地下空間を活用しながら大深度の地質環境を調査評価する技術を確認してきました。現行の研究計画では、令和10年度まで研究を続けることになっており、実際の地質環境における人工バリアの適用性確認、処分概念オプションの実証といった研究課題に取り組んでいます。
<p>Q 6 : 地下施設が地下300m以下になるのはわかるが、住宅から何m離してとかはありますか？</p>
<p>A 6 :【特段の基準はありません】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下施設については、住宅を基準とした規定はないものの、最終処分法で、地下300m以深での設置が規定されているため、地下施設直上に住宅があったとしても300m以上の距離が確保されます。 地上施設周辺については、原子炉等規制法に基づき周辺監視区域が設定され、区域内での居住は禁止されます。
<p>③文献調査報告書の内容関連</p>
<p>Q 1 : 2024年10月に火山学会で示され、寿都町に広がる磯谷溶岩の年代が258万年より新しいとする見解、即ち寿都町に広がる原発不適合地との判断を、どう受けるのか示されたい。</p>
<p>A 1 :【ご指摘の岡村名誉教授による報告内容では、避ける場所の基準に該当するかはまだ不確かであると考えています。引き続き確認に努めてまいります】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文献調査では、学術論文など、品質が確保され一般的に入手可能な文献・データを用いています。ご指摘の北海道教育大学 岡村聡名誉教授による報告については、学会で口頭にて発表されたものであり、現時点では、論文などになってはいないと認識しています。 NUMOとしては、引き続き、今後新たに公表される論文・データ等の把握に努めてまいります。 また、避ける場所の基準に照らした評価としては、年代のみならず、火山活動の中心であったか否か等を確認する必要があると考えており、概要調査に進むこととなれば、そこでしっかり確認したいと考えています。
<p>Q 2 : どうしてこんなデタラメの説明をするのか。恥ずかしくないのだろうか？断層もさることながら隆起については全く触れていない。</p>

A 2 : 【断層・隆起についても調査・評価しましたが、避ける場所はありませんでした。寿都町の白炭断層は、概要調査で特に確認する事項としています】

- 断層については、活断層や、活断層ではないが規模が大きい断層などを調査しました。避ける場所は確認されませんでした。特に寿都町での文献調査では、白炭断層について、十分な文献がなく評価できなかつたので、概要調査で特に確認する事項としています。
- 隆起・侵食については、隆起量に見合った侵食が生じる可能性があるとの想定から、過去10万年の侵食量やそこから類推される将来10万年の侵食量を調査しましたが避けるべき場所や、概要調査で特に確認する事項はありませんでした。

Q 3 :
各調査にかかる費用の実績・見積はありますか？

A 3 :

- 文献調査の費用については、2020年度～2023年度までに、寿都町、神恵内村合わせて約2億4千万円を計上しています。
- 概要調査の費用については、具体的な調査を実施する場所や調査の内容について検討中であるとともに、今後入札等により調達を行う可能性があることから、費用の見通しについての公表は差し控えさせていただきます。

④文献調査報告書のうち経済社会的観点関連

Q 1 :
経済的社会的観点とは、詳しく説明を？

A 1 : 【文献調査段階の評価の考え方において、経済社会的観点からの検討では土地の利用に関する制約や考慮すべき点を整理する、とされています】

- 文献調査段階の評価の考え方において、経済社会的観点からの検討では土地の利用に関する制約や考慮すべき点を整理する、とされており、公開情報により、法規制上、処分場の建設の観点で、土地利用が「原則許可されない地域」の有無を確認します。
- 具体的には、文献調査地区を土地利用の法律である国土利用計画法に基づく5つの地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）に分類したうえで、土地利用が原則許可されない地域や制限を解除するための許認可手続きなどについて調べました。
- 寿都町では、土地利用が原則許可されない地域は確認できませんでしたが、神恵内村では、土地利用が原則許可されない地域として、神恵内トドマツ遺伝資源希少個体群保護林が確認されました。

Q 2 :
調査によって発見された資源などの利用の権利は、誰のモノになるのか？

A 2 : 【鉱業権と土地所有権の双方を有しなければ、鉱物資源の利用などの所有権は得られません】

- 鉱物は土地を構成していますが、鉱業権は土地所有権とは別個の独立した権利であり、金属鉱物、非金属鉱物、石炭、石油、可燃性天然ガスなど41種類の法定鉱物を採掘し取得するためには、鉱業権によらなければなりません。
- したがって、たとえ土地所有者であっても、鉱業権によらずに法的鉱物を採掘し取得すれば盗掘になり、罰則を受けることとなります。
- NUMOは鉱業権を有しないので、仮に調査中に鉱物が見つかったとしても、NUMOがその鉱物を取得することはありません。

(2) いただいたご意見

- 火山列島、地震大国日本での原発稼働と核ゴミ処分に反対します。
- ウクライナ見れば、原発は敵にとって最大の目標になることがわかる。安全基準にミサイル攻撃が入っていません。最も重大な事故想定がない安全基準に意味がない、、、と考える。
- 都合良い地下環境を想定していませんか。堆積岩か花崗岩の違いがあり地下の深さにもよる。現実的な地下環境は全く違ったものになる。NUMOの調査しか信用しない。規制委員会や専門家と共に最と協議をもつべきです。

- ・文献調査は日本国民にわかりやすく広く伝える必要と考える。日本国民が全体で考えること人事ではないはずである。原子力発電は日本国民が全て恩恵を受けたものであるからハイキにしても国民と語合いを重ねて良い安を出すべきである。
- ・説明会を動画で公開してほしい。(議事録が完成するのと同時に公開)
説明会に行けない人や他県の方は、資料を読むことしかできず、やはり少し難しい内容のため理解が出来ない。なので、全ての国民が説明を聞けるよう、動画を撮り公開してほしい。そうすると知見を持った方々がコメントなどで補足をしてくれたり、核のゴミ問題に対して多くの方が興味をもったり、それぞれの知識が深まるきっかけになると思う。この問題は全国民で考えなければ行けない重要な問題のため、動画公開をお願いいたします。

(3) 国への質問票とその回答

Q 1 :

原子力発電を始める時に核ゴミ処理場(リサイクル)を青森に造ったが、計画倒れになっている。福島事故後、原発を将来に向けて廃止する方針に点換したと考えている国の政策方針は、国民の意見と違っているのか?

A 1 :【安全性の確保を大前提に原子力発電を活用していく方針です】

- ・我が国のエネルギーを巡る状況は、ロシアによるウクライナ侵略以降、大きく変化しています。また、DXやGXの進展による電力需要の増加も見込まれています。こうした中で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現していくためには、原子力は、再エネとともに、脱炭素電源として重要であり、安全性の確保を大前提に、最大限活用するのが、政府の方針です。
- ・核燃料サイクルについて、六ヶ所再処理工場の竣工遅延などが続いてきた現状を真摯に受け止め、直面する課題を一つ一つ解決することが重要です。特に、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要な人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組んでいきます。

Q 2 :

未だに原発による発電を柱にしている国策がまともだとは思えない。3. 1 1の原発事故をうやむやにしながら、なしくず的に自分達の利権をむさぼる経済政策は、ただちに止めるべき。

A 2 :【安全性の確保を大前提に原子力発電を活用していく方針です】

- ・我が国のエネルギーを巡る状況は、ロシアによるウクライナ侵略以降、大きく変化しています。また、DXやGXの進展による電力需要の増加も見込まれています。こうした中で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現していくためには、原子力は、再エネとともに、脱炭素電源として重要であり、安全性の確保を大前提に、最大限活用するのが、政府の方針です。

Q 3 :

文献調査を受け入れた自治体に金を出すのは間違いである。調査なら無償にすべき!ではないか。

A 3 :【国民共通の課題解決という社会全体の利益を持続的に還元していくべく、交付金制度を設けています】

- ・最終処分事業は長期にわたる事業であることから、安全性の確保を大前提としつつ、安定的かつ着実に進めていくことが必要であり、このためには、概要調査地区等に係る関係住民との共生関係を築き、あわせて、地域の自立的な発展、関係住民の生活水準の向上や地域の活性化につながるものであることが極めて重要です。また、こうした地域に、国民共通の課題解決という社会全体の利益を持続的に還元していくべく、国は、文献調査段階から、電源三法(電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法)に基づく交付金を交付しています。
- ・最終処分は長期にわたる事業であり、地域の皆様のご理解を得ながら進めていくことが重要であると考えています。引き続き、関係住民の皆様や国民の皆様のご理解を得るべく、国が前面に立って取り組んで参ります。

Q 4 :

ミサイル攻撃や外国からの侵攻など近隣国の状況は考慮しないのか？

A 4 :【現世代の責任として、将来世代に過度な負担を残さない処分方法として現時点で唯一実現可能な方法である地層処分に向け取組を進めるべきであるというのが国際的な共通認識です】

- ・高レベル放射性廃棄物については、廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、i) 長期にわたる制度的管理（人的管理）に依らない最終処分を可能な限り目指す、ii) その方法としては現時点では地層処分が最も有望である、との国際認識の下、各国において地層処分に向けた取組が進められています。
- ・地上施設で貯蔵管理する方式の場合、それが人間の生活環境に影響を及ぼさなくなるまで、数万年といった長期にわたり地上施設を維持・管理していく必要があります。その間には施設の修復や建て替えも必要となります。さらに地震、津波、台風等の自然現象による影響や、戦争、テロ、火災等といった人間の行為や、今後の技術その他の変化による不確実性の影響を受けるリスクがあります。長期にわたり、このようなリスクを念頭に管理を継続する必要がある地上施設を残すことは、将来の世代に負担を負わせ続けることとなり、世代間責任の観点からも適切ではありません。
- ・国際協力機関である経済協力開発機構／原子力機関（OECD／NEA）においても、「廃棄物発生者は、将来世代に過度の負担を課さないよう、これらの物質に責任を持つとともに、そのための方策を準備すべき」「廃棄物管理の方策は、不明確な将来に対して安定した社会構造や技術の進展を前提としてはならず、能動的な制度的管理に依存しない受動的に安全な状態を残すことを目指すべき」とされており、長期にわたる人の管理を必要としない最終的な処分を行うべきであるというのが国際的にも共通した認識です。将来世代に過度な負担を残さない処分方法としては、現時点では、地層処分が唯一実現可能な方法であり、したがって現世代の責任として地層処分の実現に向けて取り組むことが必要であると考えています。
- ・なお、原子力発電所に対する弾道ミサイル攻撃等に対しては、イージス艦やPAC-3により対応するほか、こうした迎撃能力の更なる向上や反撃能力の保有により、ミサイル攻撃そのものを抑止してまいります。さらに、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）や「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）等の枠組みの下で、原子力施設の使用停止命令、住民避難等の措置を準備しています。

Q 5 :

文献調査、概要調査を受け入れることによって、それぞれ交付金が交付されることになっているが、仮に最終処分場の建設を受け入れたとしたら、具体的に、その自治体にはどれだけの財政的なメリットがあるか？

A 5 :【国民共通の課題解決という社会全体の利益を持続的に還元していくべく、交付金制度を設けています】

- ・最終処分事業は長期にわたる事業であることから、安全性の確保を大前提としつつ、安定的かつ着実に進めていくことが必要であり、このためには、概要調査地区等に係る関係住民との共生関係を築き、あわせて、地域の自立的な発展、関係住民の生活水準の向上や地域の活性化につながるものであることが極めて重要です。また、こうした地域に、国民共通の課題解決という社会全体の利益を持続的に還元していくべく、国は、文献調査段階から、電源三法（電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法）に基づく交付金を交付しています。
- ・文献調査は、最終処分場建設に向けた処分地選定プロセスとして最終処分法に位置づけられており、文献調査を開始することをもって交付金の対象となります。文献調査段階では単年度10億円、総額20億円が、該当市町村や隣接自治体に交付されています。

(4) 北方四島に関する意見とその回答

Q 1 :

まず根室市民に、返還運動に係る人にあやまりなさい！北方四島返還運動を都会人は甘く見ている。東京湾に埋め立て海上空港にして下さい。

A 1 : 【ご指摘の内容につきましては、深くお詫び申し上げます】

- ・2025年1月23日に東京都中央区で開催した対話型全国説明会において、参加者の方が、最終処分場を北方領土に建設してはどうか。と提案されたことに対して、NUMO幹部が「一石三鳥四鳥」と発言した、と新聞等で報じられました。
- ・このNUMO幹部の発言は、参加者のご提案の趣旨を確認する意味で行ったものであり、北方領土に最終処分場を建設することを肯定的に捉えてお答えしたものではありませんが、北海道の皆さまの心情に思いを致せば深慮に欠けていたものと反省し、深くお詫び申し上げます。

Q 2 :

今月23日の都内の説明会で、北方四島での建設について、経産省から「魅力的な提案」、NUMOから「一石三鳥四鳥」といった発言があった。その後、陳謝されたが、北方領土の元島民が多く居住し、返還要求運動の中心を担っている根室地域としては、到底看過できない発言。これらの発言の問題が総括されなければ、北海道内だけでなく、全国においても処分場に関する検討は進まないと考える。そこで、「魅力的」、「一石三鳥四鳥」と発言したときの意図、また、発言する前にはどの程度北方領土に関する知識、理解があったか、今後、一般の参加者から同様の提案があったら、どのように答えるのか教えて欲しい。

A 2 : 【ご指摘の内容につきましては、深くお詫び申し上げます】

- ・2025年1月23日に東京都中央区で開催した対話型全国説明会において、参加者の方が、最終処分場を北方領土に建設してはどうか。と提案されたことに対して、NUMO幹部が「一石三鳥四鳥」と発言した、と新聞等で報じられました。
- ・このNUMO幹部の発言は、参加者のご提案の趣旨を確認する意味で行ったものであり、北方領土に最終処分場を建設することを肯定的に捉えてお答えしたものではありませんが、北海道の皆さまの心情に思いを致せば深慮に欠けていたものと反省し、深くお詫び申し上げます。

Q 3 :

経済産業省幹部の「魅力的な提案」、NUMOの「一石三鳥四鳥」発言について！北方領土返還運動に取り組んできた者として、国政をあずかる方々から、このような言葉が発せられたことは、許せません。残念です。領土問題について、もう一度省内で研修・啓発を行っていただきたい。この度の報道をきき、高レベル放射性廃棄物最終処分地は人がいないところ（少ないところ）、遠隔地なら良いような、安易な考え方が根底にあるように感じます。国民の理解を求める取り組み、アプローチに疑問を感じます。同じことを繰り返さないよう反省・あらたな対応をお願いします。

A 3 : 【ご指摘の内容につきましては、深くお詫び申し上げます】

- ・2025年1月23日に東京都中央区で開催した対話型全国説明会において、参加者の方が、最終処分場を北方領土に建設してはどうか。と提案されたことに対して、NUMO幹部が「一石三鳥四鳥」と発言した、と新聞等で報じられました。
- ・このNUMO幹部の発言は、参加者のご提案の趣旨を確認する意味で行ったものであり、北方領土に最終処分場を建設することを肯定的に捉えてお答えしたものではありませんが、北海道の皆さまの心情に思いを致せば深慮に欠けていたものと反省し、深くお詫び申し上げます。

Q 4 :

「北方領土に核ゴミ→一石三鳥になる」はよくぞ言ってくれた。NUMOの本根が出たとアップレ！を3ヶ差し上げたい。核ゴミがどれ程危ないかあなた方熟知されていることを確認した次第であります。何是訂正したのか不明だが、当地も同様に考えているのではないか。

A 4 : 【ご指摘の内容につきましては、深くお詫び申し上げます】

- ・2025年1月23日に東京都中央区で開催した対話型全国説明会において、参加者の方が、最終処分場を北方領土に建設してはどうか。と提案されたことに対して、NUMO幹部が「一石三鳥四鳥」と発言した、と新聞等で報じられました。
- ・このNUMO幹部の発言は、参加者のご提案の趣旨を確認する意味で行ったものであり、北方領土に最終処分場を建設することを肯定的に捉えてお答えしたものではありませんが、北海道の皆さまの心情に思いを致せば深慮に欠けていたものと反省し、深くお詫び申し上げます。

Q5：

本州方面で話した1週間も経って、その間誰も気にしないというレベルの意識しかないのだろうか？ロシアの今後の対応を案ずるか、本州方面での意識は低レベルであることか。

A5：【ご指摘の内容につきましては、深くお詫び申し上げます】

- ・2025年1月23日に東京都中央区で開催した対話型全国説明会において、参加者の方が、最終処分場を北方領土に建設してはどうか。と提案されたことに対して、NUMO幹部が「一石三鳥四鳥」と発言した、と新聞等で報じられました。
- ・このNUMO幹部の発言は、参加者のご提案の趣旨を確認する意味で行ったものであり、北方領土に最終処分場を建設することを肯定的に捉えてお答えしたものではありませんが、北海道の皆さまの心情に思いを致せば深慮に欠けていたものと反省し、深くお詫び申し上げます。

※ 会場で質問票にご記入いただいたご質問やご意見は、誤字や脱字も含めて可能な限りそのまま転記を行い、再現しています。

以 上